

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き



償却資産申告書の提出期限は

令和 7 年 1 月 31 日（金）です。

◎混雑緩和の観点から、郵送による提出にご協力ください。（**今町出張所では受付できません。**）

◎申告用紙は複写式ではありません。控えが必要な方は、写しをとってからご提出ください。

□申告書を郵送でご提出される方で、收受印を押した申告書の控えを必要とされる方は、控え用の申告書（写しを取ったもの）と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

□事業所独自（自社電算システム）の申告書を使用される方は、見附市から送付した申告書に記載してある所有者コードを必ず記載してください。

□申告書の内容確認のためご連絡させていただく場合があります。電話番号を必ず記入してください。

【マイナンバーの記載について】

平成 28 年 1 月からマイナンバー（個人番号）、法人番号の記載が必要です。

申告書提出の際に、番号法に定める本人確認（番号確認・身元確認）を行いますので、下記の必要書類をご用意くださるようお願いいたします。

法人の場合は、法人番号を記載いただくのみで、提出書類はありません。

本人が申告書を提出する場合

※マイナンバーカードは 1 枚で番号確認と身元確認が行えます。

①番号確認

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載ある住民票、など

②身元確認

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証、など

※郵送で申告書を提出される場合は、必要書類の写しを同封してください。なお、添付された本人確認資料の返却は、行っておりません。

代理人が申告書を提出する場合

①申請者本人の番号確認

申請者のマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載ある住民票、など

②代理人の身元確認

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証、代理人が税理士の方の場合は税理士証票

③代理権の確認

委任状（作成から 3 か月以内の原本を提出）

郵送の際は、この部分を切り取り、宛名ラベルとしてご利用ください。
（別途、切手の貼り付けが必要です）

この手引きは見附市ホームページにも掲載しております

切り取り線✂

〒954-8686

新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
見附市役所 市民税務課 資産税係
償却資産担当 行

【目次】

1. 償却資産とは	・ ・ ・	P1
2. 償却資産の種類と具体例	・ ・ ・	P1
3. 申告していただく方	・ ・ ・	P3
4. アパートの経営をされている方	・ ・ ・	P3
5. 申告方法	・ ・ ・	P4
6. 申告をしなかった又は虚偽の申告をした場合	・ ・ ・	P4
7. 償却資産の実地調査（照合による調査）のお願い	・ ・ ・	P4
8. 償却資産の評価・課税	・ ・ ・	P5
9. 国税との主な違い	・ ・ ・	P5
10. 固定資産税の軽減措置等	・ ・ ・	P6
11. 家屋と償却資産の区分	・ ・ ・	P6
● 農耕者における軽自動車税と固定資産税（償却資産）の区分	・ ・ ・	P8

1 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外に事業のために用いることができる資産です。

法人や個人で工場や商店を経営している方や、駐車場・アパートを貸し付けている方が、その事業のために用いる構築物・機械及び装置・船舶・航空機・車両及び運搬具・工具器具及び備品などの有形固定資産が対象となり、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

法人税法または所得税法の規定による所得の計算上で、その減価償却額または減価償却費が損金または必要経費に算入される資産です。

なお、「事業のために用いる」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合(リース業等)も含まれます。

2 償却資産の種類と具体例

(1) 償却資産の種類と具体例

資産種類		主な償却資産
1	構築物	舗装路面、ビニールハウス、テント倉庫、自転車置場、門・庭園・緑化施設・消雪設備等の外構工事、屋外給配水管、看板(広告塔等)、キャノピー、カーポートなど
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・造作など
2	機械及び装置	製造加工機械、印刷機械、クリーニング設備、各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザーなどの建設機械に該当する自走式機械装置(ナンバープレートの分類番号が0、00～09及び000～099)など
3	船舶	ボート、ヨット、漁船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、フォークリフト・台車などの運搬具など(ナンバープレートの分類番号が9、90～99、900～999) ※公道走行の有無にかかわらず、自動車税・軽自動車税の課税対象資産は該当しません。
6	工具、器具及び備品	机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、レジスター、陳列ケース、防犯カメラ、パソコン、電話設備、LAN設備、エアコン、厨房用品(冷凍冷蔵庫等)、複写機、理容及び美容機器、医療機器、遊戯器具、自動販売機など

(2) 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在において、所有している償却資産を申告してください。

下記のような資産も、1月1日現在事業の用に用いることができる状態であれば、申告対象となります。

- ・償却済資産(減価償却が終わった資産でも、事業に使用している資産)
- ・決算期以降に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ・遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ・未稼働資産(すでに完成しているが、いまだ稼働していない資産)
- ・借用資産(リース資産)であっても、契約の内容が割賦販売と同等である資産

- ・ 福利厚生のに供する資産
- ・ 資本的支出、改良費（本体とは区分して扱います。資産本体の取得価格とは別に価格を記載してください。）
- ・ 取得価格 30 万円未満の資産で、税務会計上「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」の適用により、全額損金算入した資産（P 2 参考を参照）
- ・ 取得金額が 10 万円未満の資産であっても、税務会計上個別に減価償却している資産
- ・ 賃貸ビル等を借りて事業をされている方（テナント）が、平成 16 年 4 月 1 日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産
- ・ 美術品等（減価償却資産の対象となる資産）

(3) 申告が必要でない資産

- ・ 無形固定資産（ソフトウェア・特許権・電話加入権・営業権等）
- ・ 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- ・ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です）
- ・ 棚卸資産（商品・貯蔵物等。ただし事業の用に供するものは申告対象です。）
- ・ 繰延資産（開業費等）
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたファイナンスリース契約で、取得価格が 20 万円未満の資産
- ・ 取得価格が 20 万円未満の資産で、税務会計上 3 年一括償却しているもの

＜参考＞少額減価償却資産の取扱い

取得時期		取得価額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い
個人 の場合	平成 11 年 1 月 1 日以後に 取得した資産	10 万円未満	必要経費	申告対象外
		10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20 万円以上	減価償却	申告対象
法人 の場合	平成 10 年 4 月 1 日以後に 開始された事業年度に取得 した資産	10 万円未満	損金算入	申告対象外
			3 年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20 万円以上	減価償却	申告対象

※国税において、租税特別措置法の規定によって、中小企業者等が平成 18 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までに取得した 30 万円未満の資産を一括で損金算入できますが、当該資産については固定資産税の課税対象となります。

参考＜業種別の償却資産の具体例と耐用年数＞

業種	主な償却資産
共通	受変電設備(15)、屋外照明(15)、舗装路面(15 又は 10)、消雪設備(10)、工場緑化施設(7)、庭園(20)、金属造の堀(10)、金属造の広告塔(20)、金属造の日よけ(15)、簡易間仕切り(3)、ネオンサイン(3)、パソコン(4)、タイムレコーダー(5)、シュレッダー(5)、ファクシミリ・コピー機(5)、事務机(15)、事務いす(15)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、接客用家具(5)、冷暖房機器(6)、ガス湯沸器(6)、テレビ(5)、レジスター(5)、カメラ・映写機(5)、ドローン(5)、金庫(20)、除雪機(10)、太陽光発電システム(17)、内装・内部造作 等
小売業	陳列棚、陳列ケース(8)(冷凍・冷蔵機付きのもの(6)も含む)、自動販売機(5) 等
飲食業	テーブル・いす(5)、厨房用具(5)、冷凍冷蔵庫(6)、カラオケ機器(5) 等
理・美容業	理美容いす(5)、洗髪設備(5)、消毒殺菌設備(5)、タオル蒸し器(5)、パーマ器(5) 等
製造業	食料品製造設備(10)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、測定工具(5)、検査工具(5) 等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス機(13)、ボイラー、ビニール包装設備 等
医療業 歯科業	ベッド(8)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、調剤機器(6)、歯科診療用ユニット(7)、ファイバースコープ(6) 等
不動産貸付業	中央監視設備(15)、門・庭園・緑化施設・消雪設備等の外構工事・駐車場等の舗装(15 又は 10) 等
農業	乾燥機(7)、もみすり機(7)、溝切機(7)、精米機(7)、農業用ドローン(7)、散布機(7)、噴霧機(7)、ビニールハウス(14 又は 10) 等

※上の表は対象となる主な資産の例示です。()内は標準的な耐用年数の例示です。

3 申告していただく方

毎年1月1日(賦課期日)現在において、見附市内で事業を行っている方(工場や商店を経営している方や、駐車場・アパートを貸し付けている方など)で、事業のために用いることができる償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、資産の所有状況を申告する必要があります。

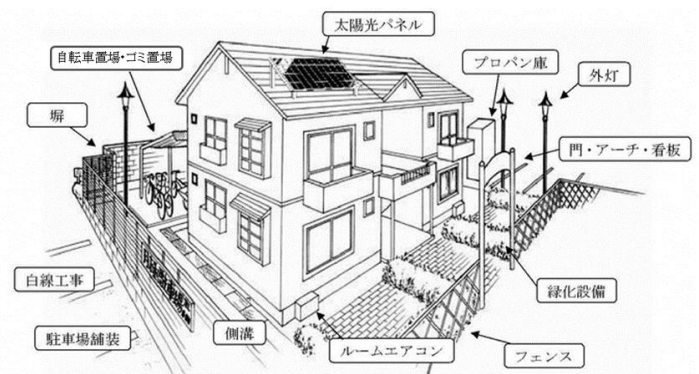
○前年度申告と変更がない場合も必ず申告が必要です。

○償却資産を共有されている方は、各々の持ち分に応じて個々に申告するのではなく、共有名義での申告となります。

4 アパートの経営をされている方

アパート経営をされている場合は、アパートの建物本体は、家屋として固定資産税が課税されるため申告は不要ですが、建物本体以外のルームエアコン、集合郵便受、駐車場の舗装路面、消雪設備、自転車置場、塀、側溝、屋外照明設備などが償却資産として申告対象となります。

また、税務署への法人税・所得税の申告時に、アパートの工事にかかった経費をひとまとめにし、「アパート工事一式」等の名称で減価償却しているケースがありますが、市町村への償却資産申告時には、建物本体以外の償却資産を申告していただく必要があります。(見積書等から算出してください)



5 申告方法

全ての方法において「償却資産申告書」及び「種類別明細書」をご提出ください。

(1) 書類による申告

①一般申告（見附市作成の様式をご使用の方）

■初めて申告される場合⇒全資産申告（全ての償却資産を申告してください）

新たに事業を開始された方や、これまで申告していなかった方は、令和7年1月1日現在所有している全資産を申告ください。

■前年度以前に申告された方⇒増減申告

見附市から送付した「償却資産申告書」及び「種類別明細書」に前年度までの申告内容が印字されていますので、内容を確認いただき、資産の増減をご記入ください。

※令和6年1月1日以前に取得した申告漏れ資産がありましたら、そちらも含めて申告ください。

※申告書及び種類別明細書の様式（氏名や資産名等の印字がない白紙のもの）は、見附市ホームページからも印刷することができます。

※控用の用紙は同封していません。控が必要な方は、写しを取ってからご提出ください。

※申告書を郵送で提出する方で、收受印を押した申告書の控えを必要とされる方は、控え用の申告書（写しを取ったもの）と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

②電算処理申告（企業電算等で作成。評価額等が算出されている方）

- ・令和7年1月1日現在所有する全資産を、評価額等を計算の上、申告してください。
- ・地方税法施行規則で定められた様式により申告してください。
- ・申告内容について、増加・減少・修正がわかるように申告してください。
- ・見附市から送付した申告書がある場合、添付してください。

(2) 電子申告（e L T A X）

見附市では、e L T A X（地方税ポータルシステム）を利用した、電子申告を受付しています。

e L T A Xの利用には事前の届け出が必要となります。詳しい操作方法等については、e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

6 申告をしなかった又は虚偽の申告をした場合

この申告は法律によって提出が義務付けられているもので、正当な理由なく申告されなかったり、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条及び第386条、並びに見附市税条例第63条の規定により、過料または罰金を科されることがあります。

また、申告をしなかった、申告漏れ又は虚偽の申告が確認された場合には、地方税法第368条の規定により、不足税額（最長5年分まで遡及）と合わせて、その不足税額に対する延滞金を加算して徴収することと規定されています。

7 償却資産の実地調査（照合による調査）のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法353条及び408条に基づき償却資産の調査を順次実施しています。

償却資産への適正・公平な課税を目的として、地方税法354条の2の規定に基づき、事業者が備え付けている「固定資産台帳」や「減価償却費計算（明細）書」等と市の課税台帳との照合を行います。ま

た、市の担当者が事業所等へ伺い、固定資産台帳等を調査させていただき、必要に応じ現物の確認をさせていただきますことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、正当な理由なく調査を拒否された場合は、地方税法 354 条の規定により罰金などに処される場合があります。調査の結果、修正申告をお願いすることがあります。その場合は、資産の取得年により、現年度だけではなく過年度についても課税標準額及び税額の更正を行うことになります。

8 償却資産の評価・課税

- ・償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産について一品ごとに1月1日（賦課期日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価格×（1－r／2）	前年評価額×（1－r）

r＝耐用年数に応ずる原価率

※算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%が評価額となります。

≪原価残存率表（抜粋）≫ 「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる原価率表」より

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－r/2	1－r			1－r/2	1－r
2	0.684	0.658	0.316	7	0.280	0.860	0.720
3	0.536	0.732	0.464	8	0.250	0.875	0.750
4	0.438	0.781	0.562	9	0.226	0.887	0.774
5	0.369	0.815	0.631	10	0.206	0.897	0.794
6	0.319	0.840	0.681	11	0.189	0.905	0.811

- ・算出した一品ごとの評価額を合計し、課税標準額を算出します。
- ※課税標準額が150万円未満の場合、償却資産にかかる固定資産税は課税されません。

9 国税との主な違い

項目	国税（法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）
償却計算の期間	事業年度	賦課期日制度（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 少額減価償却資産の即時償却	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	1円（備忘価格）	取得価額の5%
改良費	原則区分評価	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を 分けて評価します）

10 固定資産税の軽減措置等

(1) 課税標準の特例

地方税法 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有される方は、償却資産申告と同時に「固定資産税特例適用申告書」の提出が必要となりますので、税務課資産税係まで問い合わせください。

例) 生産性向上特別措置法に係る先端設備・企業主導型保育事業・再生可能エネルギー発電設備 等
※生産性向上特別措置法に係る先端設備の制度や認定については、地域経済課へ問い合わせください。

(2) 非課税

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に定める資産については、非課税となります。

該当資産をお持ちの方は、種類別明細書の摘要欄に「非課税」と記載し、非課税該当資産であることを証明する関係書類を添付のうえ、「非課税申告書」を提出してください。

(3) 減免

天災や火災により損害を受けた場合、損害の程度が一定以上のものは、固定資産税が減免されます。

11 家屋と償却資産の区分

家屋には、その使用目的に応じて電気設備、ガス設備、衛生設備等の設備が家屋本体に設置されます。これらの設備（建物附帯設備）は家屋に含めて評価しますが、その性質上家屋に含めず、償却資産として区分して取り扱われるものがあります。

(1) 自己所有の家屋に取り付けた建物附帯設備

①建物附帯設備の家屋と償却資産の区分

自己所有の家屋に取り付けた附帯設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

■償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの

独立した機器としての性格が強いもの

■家屋とするもの………家屋の所有者が所有し家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める
電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等

②特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備及びその附属設備は、償却資産となります。

例) 工場内で機械を動かすための動力配線設備、ガス配管、発電設備、水道配管、汚水配管
精密機械工場内の空調設備、集塵設備、生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて提供するための設備又は衣類を洗濯する洗濯設備等のサービス設備 など

(2) 賃借人（テナント）の方が取り付けた特定附帯設備

特定附帯設備とは、賃借人（テナント）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備や外壁、内壁、床、天井などの仕上げ及び建具、配線等を言います。

これらの資産は、テナントの方が償却資産として申告する必要があります。

《家屋と償却資産の区分表》

◎：申告が必要な資産です。

○：家屋のため申告不要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分			
			自己所有		借家	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		
	中央監視設備	設備一式		◎		
	電灯照明設備	屋外設備一式		◎		
		屋内設備一式	○			
	電力引込設備	引込工事		◎		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	電話設備	電話機・交換機等の機器		◎		
		上記以外の設備（配管、配線等）	○			
	L A N 設備	設備一式		◎		
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		
		上記以外の設備（配管、配線等）	○			
	インターホン設備	集合玄関機（エントランスで各世帯と話す機械）等	○			
		上記以外の設備（配管、配線等）	○			
	テレビジョン	受像機（テレビ）		◎		
	共同聴視設備	上記以外の設備（アンテナ、配管等）	○			
	避雷設備	設備一式	○			
	火災報知設備	設備一式	○			
	ナースコール設備	設備一式	○			
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）		◎		
		中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○			
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
空調設備	衛生設備	設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等）	○			
		設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等）	○			
	消火設備	消火器、避難器具等		◎		
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			
	空調設備	壁掛型・床置型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
その他の設備等	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		
		エレベーター、エスカレーター等	○			
	厨房設備	事業用の設備一式（飲食店・ホテル・病院・社員食堂等）		◎		
		上記以外の設備	○			
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式（クリーニング店・ホテル・病院等）		◎		
		上記以外の設備（洗濯流し等）	○			
その他の設備等	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		
		自動ドア設備	○			
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		

◎ 賃借人（テナント）の負担で取り付けた資産は全て償却資産として、賃借人（テナント）が申告してください。

☆償却資産のお問い合わせ先

見附市市民税務課 資産税係 償却資産担当

〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号

TEL 0258-62-1700(代) 内線 128

人が乗車できる農耕車(小型特殊)は ナンバープレートの取得が必要です

乗用型の田植機、コンバイン、トラクター、薬剤散布機などの農耕車で、下記区分の小型特殊自動車に該当するものは、ナンバープレートの取得が義務付けられています。

○公道を走行する、しないに関係ありません。

○現在使用していない、一定期間しか使用しない場合であってもナンバープレートの取得が必要です。

■農耕車における軽自動車税と固定資産税（償却資産）の区分

車両の ・長さ ・幅 ・高さ	制限なし	制限なし
最高速度	35 km/h 未満	35 km/h 以上
車両区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車



軽自動車税

軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを取得してください

固定資産税

(償却資産)

償却資産として申告してください
※ナンバープレートの取得等の手続については、長岡自動車検査登録事務所へ確認してください

※小型特殊自動車のナンバープレートの取得は、市税条例第76条及び第80条で義務付けられています。

※償却資産の申告は、地方税法第383条で義務付けられています。

■ナンバープレート取得に必要なもの

- 車名（メーカー）、型式、車台番号等がわかるもの
- 譲渡（販売）証明書



【問合せ先】見附市 市民税務課 TEL：0258-62-1700
軽自動車に関して⇒民税係（内線122）

委 任 状

(あて先) 見附市長

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を固定資産税に係る書類の提出に関する代理人と定め、下記の事項について委任します。

記

- 1 償却資産申告について、個人番号の提供に係る一切の権限（代理人が使用者等を選任し、使用者等により申告書を提出させる権限を含む。）

年 月 日

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____

※委任状の作成に当たっては、委任者の方が自署してください。

※委任状はご本人の直近の意思を確認させていただくため、有効期限を3か月とさせていただきます。

◎申告書の記入方法

12桁のマイナンバー（法人の場合は13桁の法人番号）を記入してください。

この申告についてのご担当者様の氏名及び日中の連絡先を記入してください。
申告書作成を税理士等に依頼した場合は、依頼した税理士等の氏名・連絡先を記入してください。

令和7年1月13日		令和7年度		※所有者コード 12345678		送付した申告書以外をお使いの方は、提出される申告書に所有者コードを転記してください。				
受付印 新潟県見附市長様		償却資産申告書（償却資産課税台帳）								
所有者住所	1住所又は納税通知書送達先	見附市昭和町2丁目1番1号 (電話 0258-62-1700)	3個人番号又は法人番号	1234567890123	8短縮耐用年数の承認	有・無				
	2氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	みつけしょうじ かぶしがいいしゃ 見附商事 株式会社 代表取締役 見附 太郎 様 (屋号)	4事業種目 (資本金等の額)	(百万円)	9増加償却の届出	有・無				
			5事業開始	昭和 29年 3月	10非課税該当資産	有・無				
			6この申告に回答する者の係及び氏名	総務課 見附 二郎 (電話0258-62-1700)	11課税標準の特例	有・無				
			7税理士等の氏名	ウェルネスみつけ税理士法人 見附 一郎 (電話0258-62-0000)	12特別償却又は圧縮記帳	有・無				
					13税務会計上の償却方法	定率法 定額法				
					14青色申告	有・無				
資産の種類	取得価額				15市(区)町村内における事業所等資産の所在地	①見附市学校町1-16-15 ②見附市学校町2-13-50 ③ ④				
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)						
	1構築物	2,500,000			2,500,000	16借用資産 (有・無)	貸主の名称等 みつけリース㈱			
	2機械及び装置	5,000,000	2,000,000	4,200,000	7,200,000					
	3船舶									
	4航空機									
	5車両及び運搬具	1,200,000		300,000	1,500,000	17事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家			
	6工具、器具及び備品	10,500,000 10,000,000	300,000	2,400,000	12,600,000					
7合計	19,200,000 18,700,000	2,300,000	6,900,000	23,800,000	18備考（添付書類等） ※該当する項目に○をつけてください。 1.資産増減あり 2.資産増減無し 3.該当資産なし 4.廃業・解散・転出等(年 月 日)					
※評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)については記入する必要はありません。 ただし、自社電算処理による申告をされる場合は記入ください。				申告処理 済 未			データ入力 有 無		事務処理 K N T	

前年前に取得したもの(イ)

・令和6年1月1日現在の合計を種類別に記載してあります。金額の修正がある場合は、印字を二重線で消し、左わきに正しい金額を記入してください。

前年中に減少したもの(ロ)

・令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得金額の合計を種類別に記入してください。

前年中に取得したもの(ハ)

・令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得金額の合計を種類別に記入してください。

計(ニ)

・令和7年1月1日現在の取得金額の合計を種類別に記入してください。

・算出式
(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)

◎種類別明細書の記入方法

1) 資産が増加した場合

異動区分		資産種類※1		資産コード		事業所 資産番号		資産の名称等		数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	課税標準の特例		増減事由 ※2	減少 区分 ※3	摘 要
増 加	訂 正	増	減	増	減	増	減							率	コード			
①	2	3	1					アスファルト舗装	1	R 3 / 3	200 ,000	10				① 2・3・4	1・2	申告漏れ
①	2	3	2					油圧プレス機	1	R 5 / 4	5 ,000 ,000	7				1・2・③・4	1・2	三条支社より 令和5年8月31日移動
①	2	3	6					計量機	1	R 6 / 9	1 ,800 ,000	7			9 7	① 2・3・4	1・2	地方税法15条42項による 特例対象

資産種類
1.構築物 2.機械及び装置
3.船舶 4.航空機
5.車両・運搬具 6.工具器具・備品
のうち、該当する番号を記入してください。

資産の名称等
品名、規格、型式
等を記入してください。

数量
個数等を数字だけ記入してく
ださい。（単位は不要です）

取得価格
資産の取得金額を記入して
ください。（単位は不要です）

取得年月
資産を取得した年月を記入してください。
（年号：S.昭和 H.平成 R.令和）

耐用年数
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。

異動区分
増加「1」を○で囲んでください。

増加事由
資産が増加した理由を○で囲んでください。
1.新品取得 2.中古取得
3.移動（他市町村から見附市へ資産を移した場合）

2) 資産が減少した場合

異動区分		資産種類※1		資産コード		事業所 資産番号		資産の名称等		数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	課税標準の特例		増減事由 ※2	減少 区分 ※3	摘 要
増 加	訂 正	増	減	増	減	増	減							率	コード			
1	2	③	6					ルームエアコン（事業用）	1	H 13 / 3	200 ,000	6				① 2・3・4	①・2	見附物産㈱へ売却
1	2	③	6					パソコン	1	H 15 / 7	150 ,000	4				1・②・3・4	1・②	1台廃棄

異動区分
減少「3」を○で
囲んでください。

資産の全部が減少した場合
該当資産の欄の全部に線を
引いてください。

資産の一部が減少した場合
該当資産の「数量」・「取得価格」欄に、
減少後の数量・取得価格を記入してくだ
さい。

減少理由
資産が減少した理由を○で囲んでください。
1.売却 2.滅失（廃棄した場合） 3.移動（他市町村へ移した場合）

減少区分
減少した範囲を○で囲んでください。
1.全部 2.一部

3) 資産内容を訂正する場合

異動区分		資産種類※1		資産コード		事業所 資産番号		資産の名称等		数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	課税標準の特例		増減事由 ※2	減少 区分 ※3	摘 要
増 加	訂 正	増	減	増	減	増	減							率	コード			
1	②	3	6					サイバーハロー	1	H 13 / 3	200 ,000	7				1・2・3・4	1・2	自己所有のため抹消
1	②	3	6					パソコン	3	H 14 / 7	450 ,000	4				1・2・3・4	1・2	取得年、数量、取得価格

異動区分
訂正「2」を○で囲んでください。

農業用小型特殊自動車に取り付けられるアタッチメントは、自動車本
体と一体となり使用され、軽自動車の一部と解釈されるため、農業用
小型特殊自動車とアタッチメントの所有者が同一の場合、申告不要で
す。※ただし、所有が異なる場合は申告が必要です。

資産内容を訂正する場合
訂正したい箇所に線を引いて、余白に正しい内容を記入してください。